

地域指定年度	平成24年度
計画策定年度	平成24年度
計画見直し年度	

妙高農業振興地域整備計画書



令和4年4月

新潟県妙高市

目 次

第1. 農用地利用計画	1
1. 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア. 土地利用の構想	1
イ. 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア. 農用地等利用の方針	3
イ. 用途区分の構想	3
2. 農用地利用計画	4
第2. 農業生産基盤の整備開発計画	5
1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2. 農業生産基盤整備開発計画	6
3. 森林の整備その他林業振興との関連	6
4. 他事業との関連	6
第3. 農用地等の保全計画	8
1. 農用地等の保全の方向	8
2. 農用地等保全整備計画	8
3. 農用地の保全のための活動	9
4. 森林の整備その他林業振興との関連	9
第4. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	12
3. 森林の整備その他林業との関連	12
第5. 農業近代化施設の整備計画	13
1. 農業近代化施設の整備の方向	13
2. 農業近代化施設整備計画	14
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	14
第6. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	15
1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	15
2. 農業就業者育成・確保施設整備計画	15
3. 農業を担うべき者のための支援の活動	15
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	15
第7. 農業従事者の安定的な就業の促進計画	16
1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	16
2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	16
3. 農業従事者就業促進施設	16
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	16
第8. 生活環境施設の整備計画	17
1. 生活環境施設の整備の目標	17
2. 生活環境施設の整備計画	17
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	17
4. その他の施設整備に係る事業との関連	17
第9. 附図	
1. 土地利用計画図（附図1号）	
2. 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）	
3. 農用地等保全整備計画図（附図3号）	
4. 農業近代化施設整備計画図（附図4号）	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

【現状】

妙高市は、平成17年4月1日に旧新井市、旧妙高高原町、旧妙高村の3市町村が合併して誕生した市である。新潟県の南西部に位置し、上越市、糸魚川市、長野県の飯山市、長野市、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町に隣接し、東西33.7km、南北30.1kmで面積は44,552haである。新井地域北部を除く東西南の三方を、妙高山・火打山など標高2,000mを超える山岳に囲まれている。

中央部を流れる関川、矢代川をはじめとする大小の河川は、肥沃な扇状地を形成しており、周辺には、優良農地が広がっている。また、中山間地には集落と農地が点在している。

気候は、日本海側特有の気候で、夏季は高温多湿、冬季は北西の季節風により国内有数の豪雪地帯の条件下にある。また、新井南部地区の山間地は、地すべり災害の多発地である。

基幹道路である国道18号、292号の他、平成11年に開通した上信越自動車道や県道63号上越新井線（通称新井山麓線）の整備など、広域的な交通体制の整備が進んでいる。

鉄道は、JR信越本線が地域内を縦貫し、通学や通勤の主要交通機関となっている。さらに、平成9年には長野新幹線が開通し、平成27年春に見込まれる北陸新幹線長野～金沢間の開業は、圏域発展に貢献するものと期待されている。

農業振興地域面積は16,557haで、市の面積の37.1%を占めている。そのうち農用地は3,892ha（23.5%）、混牧林地74ha（0.4%）、農業用施設用地15ha（0.1%）、森林・原野7,647ha（46.2%）となっている。農用地のうち約70%が田で、水稻の生産調整による畑地利用の他は、ほとんどが水稻単作地であり、地域の農業は、水稻への依存度が高くなっている。

畑では、主なものとして、新井原通地区・上郷地区等で一般野菜、アスパラ等が栽培されており、妙高西部地区では高原野菜（夏秋トマト）が栽培されている。

そのほか果樹では、鳥坂地区で、ぶどうが栽培されている。

【課題】

当市の総人口は平成22年の国勢調査で35,457人であり、人口推移からの推計では、平成26年度には33,400人程度に減少することが予想される（第1次妙高市総合計画）。

特に中山間地域では高齢化、過疎化による人口の減少が著しく、地域農業の担い手確保対策が急務である。就業人口では、第1次産業の減少が著しく、今後も引き続き減少が予想されている。

また、新井地域には現在571haの都市計画用途区域があるが、その周辺農地でも都市化が進んできており、市街地中心部では下水道等の普及に伴い生活環境の改善と公共用水域の水質保全が図られている。

農業振興地域整備計画の策定にあたっては、前述の新幹線開通後の交通体系を視野に組み入れた農産物の流通体制や土地利用構想を検討していく必要がある。

さらに、高生産性・高付加価値農業を推進し、農業・農村の活性化を図る必要がある。

また、地域農業の振興を図るためには、担い手の確保対策と農地の流動化・経営移譲・農作業の受委託等による経営規模の拡大と経営の安定を推進する必要がある。

【方向性】

土地利用の基本方向として、妙高市総合計画の将来像である「人と自然にやさしい ふれあい都市～生命が輝く妙高～」を実現すべく、同計画内の土地利用の基本方向や妙高市都市計画マスタープラン、妙高市農業・農村基本計画との整合を図りながら、生業として成り立つ農業経営の推進を目指していく。

優良農地については有効利用と適切な保全管理をおこない、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制により、基本作目としての米を中心として野菜、畜産、果樹との複合営農を推進する生産条件を整備していくものとする。

他の農用地については、生活環境の向上と地域産業の振興を図っていくものとする。

具体的には、地価の下落や非農用的土地の需要が大きく、住宅用地や工場用地等への土地利用転換が見込まれることから、都市と農村の調和のとれた開発誘導を図っていくものとする。

また、山間地の生産条件の厳しい荒廃農用地については、水源涵養・国土保全等の役割を重視する中で、今後、森林原野への転換も含め、利用方法を検討していくものとする。

これらの取組により平成28年の農用地面積については、3,886haを目標として設定する。

【農業振興地域内の農用地等の現況面積】

区分 年次	農用地		混牧林地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)
現在 平成23年	3,892	23.5	74	0.4	15	0.1	7,647	46.2	4,929	29.8	16,557	100.0
目標 平成28年	3,886	23.4	74	0.4	15	0.1	7,647	46.2	4,935	29.9	16,557	100.0
増減	△6		0		0		0		6		0	

(注) 資料：確保すべき農用地等の面積の達成状況報告（H23）

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地（農地及び採草牧草地）3,892haのうち、a) 集団的に存在する農用地、b) 土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地、c) それ以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地に該当する農用地3,277ha（農地3,216ha、採草牧草地61ha）について、「農用地区域」を設定する。

(イ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況森林、原野等のうち、(ア)において農用地区域を設定するとした農用地に介在し、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に大区画ほ場整備等を実施する必要があるものについては「農用地区域」を設定する。また混牧林地については、畜産振興のため既存区域を引き続き「農用地区域」とする。

なお、中山間地域等については、中山間地域等直接支払制度の活用により持続可能な望ましい体制への誘導を図り、中山間地域の持つ多面的機能を十分に発揮できるシステムを確立するとともに、水利条件が悪い水田については、施設の更新、維持管理等の観点から、維持管理コストの低減に資する簡易整備等により、必要な水田利用を確保しつつ、その維持管理が非効率と考えられる場合、市域内の土地利用上の調整や環境に対する評価等も踏まえ、畑利用及び林地化等を進める。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定するとした現況

農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要のあるもの及び農業用施設用地について、「農用地区域」を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

水田については、生産性の高い農業を展開するためには、土地基盤整備の実現が必要不可欠であることから、昭和30年代から平成11年度までの間、各地区においてはほ場整備事業が進められてきた。

これら農業生産基盤や水利条件の整備改善が進められてきた田を中心として、今後は、農業経営の安定を図るため、国の制度である戸別所得補償制度への加入促進を図るとともに、大豆やソバ、米粉用米などのより有利な転作作物の導入を進め、有効利用を図る。

畑については、複合経営への転換により、収益性の高い経営を推進するため、園芸品目の新規作付けや生産拡大などによる有効利用を図る。

中でも原通地区、大洞原では、野菜の集団産地の育成を目指し、大区画でまとまりのある農地を活かしながら、機械導入等による高生産性農業を推進する。

【設定された「農用地区域」の内訳及び地区ごとの面積】

単位：ha

区分 地域名	農用地						混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等 現況
	農地			採草牧草地			現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
	現況	将来	増減	現況	将来	増減										
新井	2,233	2,229	△4	5	5	0	74	74	0	15	15	0	2,327	2,323	△4	31.0
妙高高原	148	147	△1	56	56	0	0	0	0	0	0	0	204	203	△1	0.0
妙高	835	834	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	835	834	△1	0.0
計	3,216	3,210	△6	61	61	0	74	74	0	15	15	0	3,366	3,360	△6	31.0

(注) 資料：確保すべき農用地等の面積の達成状況報告（H23）

イ 用途区分の構想

(ア) 平坦地区（新井地域（南部地区を除く）、妙高原通地区）

地域内のほとんどのほ場が、各種ほ場整備事業により、ほ場整備を完了している。

ほ場整備完了済みの農地については、良質米の安定生産のため、農業生産法人をはじめとする担い手への農地の利用集積を促進し、優良農地の確保、有効利用に努める。

また、地域内の各地区においては、生産組織も組織化されており、大型農業機械による生産体制が整っているため、低コスト・良食味米の栽培技術の普及を図り、今後も良質米の安定生産を目指す。

中でも、新井地域両善寺、上米沢（大字吉木）の水稻採種ほにおいては、今後とも優良種子の生産を推進する。

妙高原通地区の畑地は、野菜や葉たばこの産地として知られてきたが、葉たばこが平成23年をもって廃作となったため、園芸作物への誘導等、後作による有効利用を図る。

その他、畜産農家と連携した飼料作物や大豆等の団地化を図り、合理的な土地利用を推進する。

(イ) 中山間地区（新井南部地区、妙高高原地域、妙高東部地区）

新井南部地区は、山間傾斜地で地すべり災害の多発地区である。

水田については、ほとんどが未整備田であったが、一部条件の良い農地ではほ場整備が完了している。

なお、整備の難しい農地については、農道及び用排水路等の整備を進め、農業生産基盤整備を推進する。今後とも農地の流動化による有効利用を図り、良質米の安定生産を推進していく。

畑地については、主に一般野菜の生産に利用されているが、県の特別栽培農産物認証制度による農産

物の栽培に取り組むなど、少量多品目な園芸作物の振興で集団的な土地利用を推進していく。

中でも、泉地区の一部の条件の良い農地において、園芸作物の野菜苗の生産が行われているため、規模拡大を目指した組織強化やパイプハウスを利用した施設園芸に取り組み、地域特産化を目指していく。

妙高高原地域の一部の条件の良い農地で、ほ場整備を完了している。未整備地においては、傾斜もかなりあり、生産条件にも恵まれていない。今後は、農道・暗渠排水の改修等により機械化・省力化等を図り、米と併せて一般野菜等の生産を推進していく。今後とも農地の流動化や、農事組合法人等による農地の集積を進め、良質米・多品種米の安定生産を推進する。

その他、県内最大規模の公共牧場である笹ヶ峰放牧場については、放牧による飼料費の低コスト化、畜産農家の省力化、まき牛の種付による作業の省力化、受胎率の向上を図るため、更なる利用を推進する。また、牧場内遊歩道の一般開放により市民の畜産への理解や親しみの増進を図る。

妙高東部地区の水田については、比較的平坦な一部を除き、多くは傾斜があり、階段状及び棚田状となっている。今後、傾斜地については、農道及び用排水条件の農業生産基盤整備を行い、生産性の向上を図る。

(ウ) 山添地区（妙高西部地区）

妙高西部地区は、各種ほ場整備事業により、ほ場整備をほぼ完了している。

水田については、平坦地で耕作条件が良く、団地性に富んでいることから、良質米の安定生産のため、農業生産法人をはじめとする担い手への農地の利用集積を促進し優良農地の確保、有効利用を図る。

なお、地区内の坂口新田では、平成25年度からの県営農地環境整備事業によるほ場整備を控え、更なる農地の集積を推進する。

畑地については、主に山添にあり、園芸用パイプハウスを利用した施設園芸を推進し、夏秋トマト、高原野菜等の生産の拡大を図る。

その他に、平成19年度に20区画が整備された大洞原地区の滞在型市民農園「クラインガルテン妙高」や同地区に平成23年度に完成した「妙高山麓都市農村交流施設」については、農業や観光業をはじめとした地域産業の振興や地域活性化を目指し、グリーンツーリズムやスロツーリズムを推進する拠点施設として、有効利用を図る。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

ア 平坦地区（新井地域（南部地区を除く）、妙高原通地区）

斐太地区及び水上地区については、30a区画のほ場整備が完了しており、矢代地区や、中心市街地周辺の新井地区新井新田、上越市に隣接する和田地区の農地についても、ほ場整備が完了している。

いずれのほ場整備完了後の農地においても、大型機械による良質米の生産体制が整備されており、生産の組織化等が図られている。

鳥坂地区は、鳥坂ぶどうの栽培が行なわれているほか、旧国道18号、国道292号沿いの未整備農地については工場の増設、住宅団地の開発等市街化が進んでいるため、計画的な土地利用を推進する。

新井原通地区は、葉たばこの産地として知られてきたが、平成23年の廃作に伴う園芸作物への誘導など、農地としての事後の利用継続に努める。

和田地区や斐太地区についても国道18号、上信越自動車道、県道63号上越新井線（通称新井山麓線）等の高速交通網の整備により、転用圧力が予想されるため、今後とも農地のスプロール化を防ぎ、優良農地を確保するため、計画的な土地利用を図っていく。

イ 中山間地区（新井南部地区、妙高高原地域、妙高東部地区）

新井南部地区は、急傾斜地のうえ、地すべりの発生しやすい条件から、ほ場整備の困難な地域であるが、一部モデル的にはほ場整備が完了している。今後は、農道・用排水路等の農業生産基盤整備を行い、作業機械の共同利用により省力化、低コスト化を図っていく。

また、都市と農村の交流事業を積極的に推進するために、体験農園やそば栽培などにより農地を有効活用していく。

妙高高原地域の一部の条件の良い農地では、ほ場整備を完了しているが、残りの未整備地は、斜度が強く基盤整備が厳しい状況にあるが、今後、3ha以上の団地可能農地についてはほ場整備を検討し、併せて農道・用排水路等の農業生産基盤整備を行い、作業機械の共同利用により省力化、低コスト化を図っていく。

笹ヶ峰地区については、笹ヶ峰放牧場内の遊歩道の整備等をはじめとする周辺の施設整備を図る。

妙高東部地区の農用地は、比較的平坦な一部を除き、多くは傾斜があり、階段状及び棚田状となっており、土地基盤の状況は、10a区画が主である。今後は、農道・用排水路等の農業生産基盤整備を行い、作業機械の共同利用により省力化、低コスト化を図っていく。

ウ 山添地区（妙高西部地区）

妙高西部地区の農用地は、比較的平坦で、ある程度団地化されている。土地基盤の状況は、10～20a区画が主であり、地区内でほぼ、ほ場整備を完了している。

今後は、ほ場整備完了後の農地を有効利用し、併せて農道・用排水路等の農業生産基盤整備を行い、作業機械の共同利用により省力化、低コスト化を図っていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の種類		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
基幹水利	右岸分水、余水吐 取水ゲート改修 38箇所	水上	—	1	
県農地環境	区画整理 19.6ha	坂口新田	19.6ha	2	
県農地環境	区画整理 17.0ha	杉野沢	17.0ha	3	
経営体育成基盤整備事業	区画整理 95.9ha	木島	0.6ha	4	
経営体育成基盤整備事業	区画整理 50.0ha	広島	50.0ha	5	
経営体育成基盤整備事業	区画整理 18.0ha	高柳	18.0ha	6	
経営体育成基盤整備事業	区画整理 13.0ha	柳井田	14.0ha	7	
中山間地域農業農村総合整備事業	区画整理 37.0ha	原通北部	37.0ha	8	
経営体育成基盤整備事業	区画整理 72.0ha	大和	3.5ha	9	
農村地域防災減災事業	頭首工改修 1式	四ヶ字	50.0ha	10	
農村地域防災減災事業	用水路工改修 3000m	原通	40.0ha	11	
農村地域防災減災事業	頭首工改修 1式	柳井田第2	10.0ha	12	
農村地域防災減災事業	頭首工改修 1式	姫川原	4.0ha	13	
農村地域防災減災事業	頭首工改修 1式	志	30.0ha	14	

(注) 資料：農業農村整備事業管理計画 (H33)

3 森林の整備その他林業振興との関連

当市は、広大な林野面積を有するため、林業構造改善事業等により森林資源確保と林業生産基盤の整備を進めてきた。

近年、木材需要の低迷や林業従事者の高齢化などにより、林業経営は厳しい状況にあり、山林の荒廃が懸念されているが、森林の公益的機能である国土保全・防災・水資源涵養を図るとともにレクリエーションの場などとして森林の総合的利用を目指し、農業振興地域内の山林・農用地の調整を進める。

4 他事業との関連

特になし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

当市の平坦地区、中山間地区、山添地区の多くは、ほ場整備を完了しているが、年々、工場や住宅地といった非農用地への農地転用等により農地面積が減少している。

中山間地区においては、立地条件や地形条件等による農業の生産条件が不利な農地が多く、高齢化、担い手不足等による耕作放棄地の増加、地すべり災害による農地の荒廃等、多くの問題を抱えている。

そのため、平坦地区、中山間地区、山添地区では、引き続き優良農地を確保するため、計画的な土地利用を図るとともに、農地の流動化を図りながら、営農の維持を通じた農用地の保全を推進する。

また、農道・用排水路・ため池等整備事業や地すべり対策事業を推進し、土砂崩壊や災害による農用地の荒廃の防止事業を推進する。

そのほかにも、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払制度と併せて、中山間地区の地形条件に即した農業生産基盤の整備を推進し、生産性の向上を図るとともに地域特性を活かした都市との交流事業の推進等により、意欲ある多様な担い手を確保しながら農用地の保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の種類		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
地すべり防止	水抜き工 L=3,195m 小水路工 L=1,300m 排水路工 L= 300m	木成	132ha	1	
県ため池一般	ため池工 一式	新井新田	10ha	2	
県ため池一般	ため池工 一式	吉木	10ha	3	
県ため池用排水	用水路工 L=200m	川上	25ha	4	

(注) 資料：農業農村整備事業管理計画 (H33)

3 農用地の保全のための活動

①耕作放棄地の保全管理の支援

農業生産法人をはじめとする認定農業者や意欲のある多様な担い手を中心とした経営体等への農地の利用集積を促進するため、農地保有合理化法人や農業委員会と連携を図り、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組みを強化する。

②耕作放棄地の有効活用を図るための施設整備

耕作放棄地の林地化や賃借等により、再生・利用する取組みや農地の利用調整、営農開始後のフォローアップ等、適切な保全を推進する。

また、耕作放棄地の所有者である農業者等の負担軽減を図るため、再生作業に必要となる機械施設整備について検討していく。

③農地の保全管理等のための資金援助

妙高市農業再生協議会において、遊休農地の解消に向けた取組みを強化するとともに、市としても未整備農地集積事業により、補助金を交付し、耕作放棄地対策への支援を行なう。

④集落協定に基づく農地保全活動に対する支援

中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払制度を活用して、集落等の合意に基づく持続的な営農体制を整備するとともに、地域の条件に応じた農業生産基盤の整備を図り農地の利用を促進する。

また、山間地の棚田等を維持・保全していくため、地域の住民と都市住民が連携した保全活動等を促進する。

4 森林の整備その他林業振興との関連

森林整備にあたっては、木材生産及び森林の有する公益的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本としつつ、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業者が安心して農業を営み、かつ、主たる従事者が地域における他産業従事者と同等の年間労働時間で、そんな色ない水準の生涯所得を確保し得る農業経営を目指すものとする。

本市の農家の特徴として、生産組織に加入し、集落ぐるみでの大型機械や施設の共同利用を実現していることから、生産組織内でのリーダーとなるべき意欲ある多様な担い手の育成や生産組織の法人化を推進する。

また、農業経営基盤強化促進事業等の効果的な活用と農作業の受委託を含めた幅広い農用地流動化を進め、土地利用型農業の確立により経営規模を拡大していく。さらに米を基幹作物としながら、園芸、畜産などの複合経営を推進し、安定した農業経営の実現を図るものとする。

年間農業所得の目標は、1戸あたり600万円程度（主たる農業従事者1人あたり300万円程度）とし、年間労働時間の目標は、主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度の水準とする。

【農業経営の営農類型一覧表】

区分	営農類型	目標規模		作物構成	流動化 目標面積
家族経営	水稲+大豆 (平場土地利用型)	水稲	7.5ha	米+大豆	耕地面積の50%
		大豆	2.5ha		
家族経営	水稲+作業受託 (平場作業受託型)	水稲	2.4ha	米+大豆	耕地面積の50%
		大豆	0.8ha		
		水稲作業受託	11.8ha		
家族経営	水稲+露地野菜 (平場露地野菜複合型)	水稲	6.0ha	米+大豆+ね ぎ+さといも	耕地面積の50%
		大豆	1.2ha	+なす	
		ねぎ	0.3ha		
		さといも	0.3ha		
		加工なす	0.2ha		
家族経営	水稲+大豆 (中山間地土地利用型)	水稲	6.0ha	米+大豆	耕地面積の50%
		大豆	2.0ha		
家族経営	水稲+作業受託 (中山間地作業受託型)	水稲	2.4ha	米+大豆	耕地面積の50%
		大豆	0.8ha		
		水稲作業受託	10.0ha		
家族経営	水稲+露地野菜 (中山間地露地野菜複合型)	水稲	5.25ha	米+大豆+	耕地面積の50%
		大豆	1.0ha	トマト+	
		トマト	0.25ha	かぼちゃ	
		かぼちゃ	0.5ha		
家族経営	水稲+施設野菜 (施設野菜複合型)	水稲	4.95ha	米+大豆+	耕地面積の50%
		大豆	1.65ha	なす+	
		丸なす	0.13ha	オータムポエ	
		オータムポエ	0.13ha	ム	
家族経営	水稲+花き (花き複合型)	水稲	5.78ha	米+大豆+	耕地面積の50%
		大豆	1.93ha	ユリ	
		スカシユリ	0.08ha		
		リエンル系ユリ	0.25ha		

家族経営	酪農＋水稻 (酪農複合型)	乳用牛 20頭 水稻 5.55ha 大豆 1.85ha	乳牛＋米＋ 大豆	耕地面積の50%
組織経営	水稻＋大豆 (平場土地利用型)	水稻 30.0 ha 大豆 10.0 ha	米＋大豆	耕地面積の50%
組織経営	水稻＋そば (中山間地土地利用型)	水稻 15.0 ha そば 5.0 ha	米＋そば	耕地面積の50%
組織経営	水稻＋露地野菜 (露地野菜複合型)	水稻 22.5 ha そば 5.5 ha えだまめ 2.0 ha	米＋そば＋ えだまめ	耕地面積の50%
組織経営	施設野菜 (単一型)	大葉、ハーブ 2.4 ha	大葉、ハーブ	耕地面積の50%
組織経営	水稻＋そば＋そば加工 (複合型)	水稻 15.0 ha そば 5.0 ha	米＋そば	耕地面積の50%

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

地域農業の担い手として認定農業者や生産組織等を中心に、関係農業団体との連携を図りながら、ほ場条件の整備や耕作放棄地の解消、農地の流動化を促進する。

また、意欲ある多様な担い手の創出や転作作物の作付拡大、生産組織による大型機械・近代化施設の共同利用をさらに推進し、低コストによる生産性の向上を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

a 認定農業者等の育成対策

市、えちご上越農業協同組合、上越農業普及指導センター等で構成する妙高市農業再生協議会が中心となり、各種事業等の実施により、さらなる経営発展、安定化に資する支援を行うとともに、意欲ある多様な担い手の確保及び生産組織の法人化を促進する。

b 農用地の集団化対策

コシヒカリ等の優良銘柄米を集団的に作付し、安定生産と品質向上に努め、農用地の集団化を目指す。そのために、えちご上越農業協同組合をはじめ農業関係機関、団体が一体となった指導の体制の確立を図る。

c 農地の流動化対策

認定農業者を中心とした意欲ある多様な担い手に農地の利用集積を図ることにより、効率的、安定的な農業経営の推進に努める。

また、安心して農地の貸し借りが出来るよう農地流動化推進委員を中心に、農地銀行活動を推進するとともに県農林公社事業や農地集積協力交付金の活用を促進する。

d 農作業の受委託の促進対策

認定農業者を中心とした意欲ある多様な担い手や生産組織等が、農業経営の規模拡大と農用地の有効利用を図るため、えちご上越農業協同組合など各種農業機関と密接な連携を図りながら、農作業の一部・全面委託を促進していく。

e 農作業の共同化対策

集落営農の組織化や生産組織の法人化等を推進するために、地域での十分な話し合いや将来の地域農業像を描く中で、農業機械の共同利用による労力の省力化や経費の削減などを進める。

f 地力の維持増進対策

環境に配慮した持続的な農業を展開することが、これからの農業生産の新たな方向となっている。

畜産農家との連携により、家畜排泄物等の有効利用を図り、有機物の堆肥化を推進するとともに、稲わら、籾がらの秋すき込みによる土づくりを通じて、環境負荷の軽減に配慮した有機物のリサイクルシステムを確立する。

3 森林の整備その他林業との関連

山間地における農家所得の向上と農地の荒廃防止を目的とした、ぜんまい、うど等山菜類の栽培や、椎茸、なめこ等特用林産物の生産体制の組織化、既存の集出荷加工施設を活かしながら、農業経営の安定化を目指す。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域の農業生産額のほとんどを占める稲作については、今日まで土地基盤整備のほか、共同利用施設・機械施設を中心とした農業近代化施設の整備を実施するとともに、生産の組織化・共同化を進め、低コスト・安定生産を実現してきた。

しかし、海外も含めた産地間競争の激化、農業従事者の高齢化、生産調整の長期化等の厳しい農業情勢の中で、今後とも既存施設の有効利用と適正な運営管理を行なうとともに、農家の意向等を踏まえ、各種補助事業の導入による近代化施設の整備を図ることにより、作業の効率化及び生産技術の高度化による農産物等の生産性・品質の向上を図っていく。

各地区別の振興方針は、下記のとおり。

(1) 平坦地区（新井地域（南部地区を除く）、妙高原通地区）

新井地域では、ほとんどの地区では場整備も完了し、水稻生産に関しての大型機械・ライスセンター・カントリーエレベーター等の整備が行われているため、今後ともこれらの有効利用により、良質米の安定生産に努めていく。

水上地区においては、昭和60年に整備した共同利用施設の老朽化に伴い、生産組織の再編を睨んだ大規模水稻育苗施設について検討していく。

斐太地区においては、平成11年にあらい道の駅に整備した「妙高市農業振興施設：四季彩館ひだなん」を拠点とする農林産物・加工農産物の流通販売を通し、当地域農林業全体の活性化を目指していく。

水稻種子生産地でもある矢代地区は、良質米産地としてのブランドイメージが高く、今後とも良食味米の生産地として、安定生産体制を維持していく。そのほか、集団転作作物と組み合わせた園芸振興を推進するため、栽培技術の向上と併せて機械施設整備を進める。

妙高原通地区では、葉たばこ生産の平成23年の廃作による後作利用に向け、今後は園芸作物への誘導を促進する。

(2) 中山間地区（新井南部地区、妙高高原地域、妙高東部地区）

新井南部地区では、一部の条件の良い農地において、ほ場整備が完了しており、農業機械の共同利用等による生産費と労働力の軽減を目指し、今後とも農道・用排水路の改良による農業生産基盤整備に加え、機械施設整備を推進する。

整備不可能地については、農道等の改良を進めるほか、畑地化し、特産品として定着しているそばの集団化や園芸作物等の生産振興により、農業所得の向上を目指していく。

中でも、泉地区の一部の条件の良い農地において、園芸作物として野菜苗生産が行われており、野菜苗生産の規模拡大を目指した組織の強化や品質向上を目指していく。

妙高高原地域では、高原野菜の栽培の生産拡大を目指し、地元旅館業者との契約栽培を推進するとともに、地元旅館業者や地元土産品業者と提携し、地場産業の育成を目指していく。

妙高東部地区は、一部の条件の良い農地を除き、多くは傾斜があり階段状及び棚田状となっており、ほ場整備が難しい地区である。今後は、農道・用排水路の改良を行ない、農作業の機械化による生産費と労働力の軽減を目指し、機械施設整備を推進する。

(3) 山添地区（妙高西部地区）

妙高西部地区は、山添ながら耕作条件が良く、団地性にも富んでおり、ほ場整備が完了している。今後は、農業機械の共同利用等による生産費と労働力の軽減を目指し、機械施設整備を推進する。

また、地区内の坂口新田地内に整備された「妙高山麓直売センターとまと」を拠点に、地区内の大洞原で生産される夏秋トマトやトウモロコシの生産量の拡大を図るとともに、労働力の軽減と品質の向上

を図り、気候・土質に適合した高原野菜の産地としての確立を目指していく。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
—	—	—	—	—	—	—	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規就農者の確保・育成については、農業体験等によるきっかけづくりや就農相談・農地斡旋などを行なう受入体制の整備、その他栽培技術指導等を行ない、様々な支援を総合的に推進する。

また、既存の経営体等へは、更なる育成・支援を行い、農業経営の体質強化を進め、生産販売や経営管理などについて、高い能力と優れた経営感覚を兼ね備えた経営体の育成を推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対凶番号	備考
—	—	—	—	—	—

3 農業を担うべき者のための支援の活動

①農業の技術・知識の習得への支援

就農初期段階における技術・経営指導を上越農業普及指導センター及びえちご上越農業協同組合と協力して実施していく。

②就農準備等に必要な資金手当の支援

青年就農給付金や就農支援資金を中心とした各種農業制度資金や国・県の補助事業などを活用し、農地取得や農業機械・施設の整備を進めて、就農直後の所得の確保や経営の早期安定を図る。

③生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

農地取得の資金とするため、各種農業制度資金等の活用を促し、就農後の円滑な取得につなげ、早期の経営安定を図る。

④就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

上越農業普及指導センター及びえちご上越農業協同組合などの関係機関と連携し、就農相談会等を実施するほか、各種就農情報の提供に努め、就農希望者への支援を実施していく。

⑤将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進

小・中学生等の農業に対する理解や関心を高めるため、地域との連携を図りながら、総合的な学習の時間などを利用した農業体験学習の受入体制を整備するとともに、そこで採れた食材を使用した地場農産物の給食への供給をとおして、地元農産物に対する理解の増進や生産者等に対する感謝の気持ちを育成する。

また、学校田での米作りをとおして、市内の小学5年生が一堂に会して米作りへの提言をおこなう「米こめサミット」の活用により、米を切り口にした農業教育を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備（施業）の実施にあたっては、共同化等を通じて合理化を進め、林業と農業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とする。

そのほか、次代を担う小学生を対象に、森林の持つ多面的な機能を学習する「みどりの学習」を引き続き実施することにより、森林への理解を深め、森林（林業）教育を推進する。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農作業の機械化の進展等により、半導体産業を中心とする市内誘致企業や既存地場企業への就業など、農業従事者の他産業への就業による安定兼業化が進んでいる。

今後は、工場用地への転換による多種多様な業種の企業立地を検討し、多彩で安定した雇用の場を確保することで、農業従事者の安定就業ができる条件の整備を促進する。

なお、新規の企業立地にあたっては、農業従事者の安定雇用の場を確保し、農業と他産業の調和を図っていくものとする。

また、高速交通網の進展などを契機に農業と結びついた新たな産業おこしを進め、地域産業の体質強化と農村の活性化を目指し、雇用の創出と雇用の機会の増大に努め、兼業者に対する安定的な就業機会の確保を図る。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の就業意向等については、適時、農家意向調査を実施するなどして把握するとともに、市・えちご上越農業協同組合・農業委員会等の日常的相談業務を通じ、農業生産の担い手の確保との調整を図りながら、円滑な就労が出来るよう配慮する。

また、雇用の安定及び就労者の福祉増進のため企業に対し、指導助成に努める。

新規立地企業への就業に際しては、農業や地元産業が必要な労働力との競合が生じないように配慮するとともに、中高年齢者の雇用についても積極的な奨励指導を推進する。

3 農業従事者就業促進施設

特になし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

地域林業の担い手として森林組合作業班が森林の保全・維持にあたっており、今後も就業機会の確保とあわせ林業の活性化を促進する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

社会経済の急激な変化により農村地域では、兼業化・混住化等、生産・生活環境に大きな影響が現れており、地域社会を支えてきた住民の連帯感も次第に希薄になってきている。豊かで活力にあふれた農村社会は、豊かな人間関係によって創造されるものである。

このことから、地域の連帯感を深め、住民の自主的な活動による環境整備を推進し、農村の良さを活かした整備を進める。

また、山間地域での過疎化・高齢化に対応する生活環境の整備や、農山村地帯が本来備えている恵まれた自然環境・生態系を活かした整備を進め、農村の維持・活性化を図る。

2 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対函番号	備考
—	—	—	—	—

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の総合利用により、保健機能を生かした保健保安林整備や、森林公園やキャンプ場などの生産基盤の整備を実施してきたが、農村地域全体でのさらなる多様な活用を図りながら、活力ある地域づくりを進める。

4 その他の施設整備に係る事業との関連

特になし

第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）